

経 済 産 業 省

20181105保局第2号

容器保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程を次のように
制定する。

平成30年11月14日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



容器保安規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程

容器保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第10号）
の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

○容器保安規則の機能性基準の運用について（20180323保局第10号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後			改正前		
容器保安規則の機能性基準の運用について 制定 20180323保局第10号 平成30年 3月30日 改正 20181105保局第 2号 平成30年11月14日			容器保安規則の機能性基準の運用について 制定 20180323保局第10号 平成30年 3月30日		
別表第2（詳細基準の例示）			別表第2（詳細基準の例示）		
項	機能性基準	例示基準	項	機能性基準	例示基準
1	別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの	[略] 高圧ガス保安協会基準0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2016）」 [略] <u>日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIGA-T-S/12/04）」</u> <u>注 第3条第1項第1号に規定するTH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するTH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあっては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。</u> [略] 日本LPガス団体協議会技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準（2018）」	1	別表第1第1項から第3項まで及び第10項に掲げるもの	[略] 高圧ガス保安協会基準0121「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2005）」 [略] [新設] [略] 日本LPガス団体協議会技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準（2014）」
2	[略]	[略]	2	[略]	[略]
3	別表第1第6項に掲げるもの	高圧ガス保安協会基準0180「溶接容器溶接補修基準（2017）」	3	別表第1第6項に掲げるもの	高圧ガス保安協会基準0180「溶接容器溶接補修基準（2008）」

4	[略]	[略]	4	[略]	[略]
備考 [略]			備考 [略]		
備考 表中の [] の記載は注記である。					